

和泉市空家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における「空家」、「空店舗」、「空地」(以下「空家等」という。)の有効活用を通して、良好な住環境の確保を図り、地域の活性化及び地域コミュニティの維持に繋がる魅力あるまちづくりに寄与するため、市内の空家等の売却及び賃貸情報や空家等利用希望者情報を提供する和泉市空家バンク(以下「空家バンク」という。)制度の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 主に居住を目的として市内に建築された戸建住宅、店舗付住宅、長屋又は共同住宅において、現に居住若しくは使用しておらず、又は近く居住若しくは使用しなくなる予定の個人又は法人が所有する建物又は建物の部分及びその敷地をいう。
- (2) 空店舗 主に商工業を営むことを目的として市内に建築された店舗等において、現に使用しておらず、若しくは近く使用しなくなる予定の個人又は法人が所有する建物及びその敷地をいう。
- (3) 空地 空家又は空店舗を取り壊した後、使用しなくなる予定の個人又は法人が所有する土地をいう。
- (4) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により、当該空家等の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、媒介を目的とした業務を行う者を除く。なお、所有者等が複数に及ぶ場合は、それら関係者の同意を得て利害関係者の同意に関する報告書兼誓約書を市長へ提出するものとする。
- (5) 利用希望者 空家等の購入又は賃借を希望する者をいう。
- (6) 登録事業者 この要綱の趣旨を理解した上で、空家等の媒介に協力する宅地建物取引業者で、和泉市空家バンク制度事業者登録等事務取扱要綱に基づき、登録された者をいう。
- (7) 空家バンク 空家等の売却、賃貸を希望する所有者等が、空家等や所有者等の意向等の情報を利用希望者に対し提供する仕組み及び購入、賃借を希望する利用希望者の情報を所有者等に対し提供する仕組みであり、市ホームページ上で登録物件を公開するものをいう。
- (8) 大阪版・空家バンク 大阪府下の市町村等が設置する空家バンク情報を一元的に発信する制度をいう。
- (9) 全国版・空家バンク 全国の市町村等が設置する空家バンク情報を一元的に発信する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンクに登録された空家等について、空家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は和泉市暴力団排除条例(平成24年和泉市条例第1号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)と認められる者は、空家バンクを利用することはできない。

(空家等の登録の申込み)

第4条 空家バンクに空家等の登録を希望する所有者等は、和泉市空家バンク登録申込書兼誓約書(様式第1号)及び和泉市空家バンク登録カード(様式第2号)を市長に提出しなければならない。なお、登録物件情報については、市ホームページ上への掲載に同意をしているものとする。

2 空家バンクに空家等の登録を希望する所有者等は、大阪版・空家バンク、全国版・空家バンクへの掲載に同意をしているものとする。

3 空家バンクに空家等の登録を希望する所有者等は、看板設置等の市長が行う広報活動に同意しているものとする。

(空家等の登録の通知)

第5条 市長は、前条の申込みを受け付けたときは、その内容等を確認の上、登録が適切であると認めたときは、和泉市空家バンク登録台帳(様式第3号)(以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは登録を行わないものとする。

(1) 第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しないとき。

(2) 第2条第4号の規定に該当しない者からの申込みによるとき。

(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項に規定する特定空家等の賃貸での申込みによるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が空家バンクへの登録が適当でないことを認めるとき。

2 市長は、前項の登録台帳への登録をしたときは、和泉市空家バンク登録台帳登録通知書(様式第4号)により、所有者等に通知するものとする。

3 登録台帳への登録の期間は、登録の日から起算して3年間(以下「登録期間」という。)とする。ただし、再登録することを妨げない。

4 市長は、登録台帳への登録を行わないことを決定したときは、和泉市空家バンク登録台帳非登録通知書(様式第5号)により、所有者等に通知するものとする。

5 市長は、第1項の登録に際し、必要に応じて空家等の現地確認を行うものとする。

(登録台帳の登録事項の変更の届出)

第6条 前条第2項の規定により登録台帳への登録の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、和泉市空家バンク登録内容変更届出書兼誓約書(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(登録台帳の登録の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の規定により登録台帳に登録した情報を取り消すとともに、和泉市空家バンク登録取消通知書(様式第7号)により、当該登録者に通知するものとする。

- (1) 登録台帳に登録した空家等の売買又は賃貸借の契約が成立したとき。
- (2) 登録期間が経過したとき。
- (3) 登録者から空家バンク登録取消申出書(様式第8号)の提出があったとき。
- (4) 登録内容に虚偽があったとき。
- (5) 所有者等が空家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録台帳に登録されていることが不相当と認められたとき。

(利用希望者の登録の申込み)

第8条 利用希望者は、和泉市空家バンク利用希望者登録申込書兼誓約書(様式第9号)及び和泉市空家バンク登録カード(様式第10号)を市長に提出しなければならない。なお、利用希望情報については、市ホームページへの掲載に同意をしているものとする。

2 利用希望者は、大阪版・空家バンク、全国版・空家バンクへの掲載に同意をしているものとする。

(利用希望者の登録の通知)

第9条 市長は、前条の申込みを受け付けたときは、その内容を確認の上、登録が適切であると認めるときは、和泉市空家バンク利用希望者登録台帳(様式第11号)(以下「利用希望者登録台帳」という。)に登録し、和泉市空家バンク利用希望者登録台帳登録通知書(様式第12号)を当該申込者に通知するものとする。

2 利用希望者登録台帳への登録の期間は、登録の日から起算して3年間(以下「利用希望者登録期間」という。)とする。ただし、再登録することを妨げない。

3 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第1項の規定による登録を行わないものとし、和泉市空家バンク利用希望者登録台帳非登録通知書(様式第13号)により、当該申込者に通知するものとする。

- (1) 暴力団員等と認められる者もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途に使用する者
- (2) 破産者で復権を得ない者

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用希望者登録台帳への登録が不適当と認めるとき。

(利用希望者登録台帳の登録事項の変更の届出)

第10条 前条第1項の規定により利用希望者登録台帳への登録の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは和泉市空家バンク利用希望者登録内容変更届出書兼誓約書(様式第14号)により、市長に届け出なければならない。

(利用希望者登録台帳の登録の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条第1項の規定により利用希望者登録台帳に登録した情報を取り消すとともに、和泉市空家バンク利用希望者登録取消通知書(様式第15号)を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 利用登録者が空家等の売買又は賃貸借の契約を締結したとき。
- (2) 利用希望者登録期間が経過したとき。
- (3) 利用登録者から和泉市空家バンク利用希望者登録取消申出書(様式第16号)の提出があったとき。
- (4) 登録内容に虚偽があったとき。
- (5) 利用登録者が空家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (6) 第9条第3項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用希望者登録台帳への登録が不適当と認めるとき。

(情報提供)

第12条 市長は、空家バンク登録台帳に登録された物件の情報(所有者等の氏名や住所等の個人情報を除く。)を公開し、利用希望者に提供するものとする。

(交渉、契約等)

第13条 市長は、必要に応じて登録者と利用登録者の間において、情報の紹介や連絡調整を行うものとする。ただし、空家等に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約(以下「契約等」という。)については、当事者間でこれを行うものとし、市長はこれに関与しないものとする。

- 2 契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。
- 3 登録事業者は、登録台帳に登録された空家等について媒介を行った場合は、速やかに空家バンク媒介等結果報告書(様式第17号)により市長に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 所有者等、利用希望者及び登録事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空家バンクから知り得る個人情報(第7条及び第11条の規定により取り消した個人情報を含む。以下同じ。)を他に漏らし、又は自己の利益若しくはこの要綱に定める目的以外の目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
 - (2) 空家バンクから知り得る個人情報を市長の承諾なくして複製し、又は複製しないこと。
 - (3) 空家バンクから知り得る個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
 - (4) 空家バンクから得た個人情報を保有する必要がなくなったときは、適切に廃棄すること。
 - (5) 空家バンクの運用に関して知り得た個人情報の取扱いについては、和泉市個人情報保護条例(平成11年和泉市条例第3号)に定めるところとする。
- (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、空家バンクの運用に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この訓令は、令達の日から施行する。(平成30年9月27日)

附則(令和2年6月25日一部改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

附則(令和2年8月7日一部改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

附則(令和3年3月30日一部改正)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和4年3月31日一部改正)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和6年5月22日一部改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

附則(令和6年10月8日一部改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

和泉市長 あて

住 所
氏 名
電話番号 （ ） -
メールアドレス

和泉市空家バンク登録申込書兼誓約書

和泉市空家バンク制度実施要綱に定める趣旨を理解し、同要綱に定める空家等を登録するため、第4条第1項の規定により申し込みます。

なお、提出する書類の記載内容について偽りがなく及び記載内容について変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ることを誓約します。

空家等の活用方法	1. 売却を希望します。 2. 賃貸を希望します。
当該物件との関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※所有権その他の権利により、売却又は賃貸を行うことができる者に限る
添付資料	<input type="checkbox"/> 土地及び建物の全部事項証明書（発行から6か月以内のもの、未登記の場合は固定資産課税台帳記載事項証明書、空地の場合は不要） <input type="checkbox"/> 位置図、現地の写真及び間取り図 （市職員による現地調査を了承いただける場合、写真は不要） <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認めるもの
情報提供の同意	<input type="checkbox"/> 登録物件の所在地 <input type="checkbox"/> 連絡先（ ） について物件情報に関する問合せがあった際に問合せ者に対して提供することに同意します。署名 _____
誓約	<input type="checkbox"/> 和泉市空家バンク制度実施要綱第3条第2項の規定に反していないことを誓約します。 年 月 日 申請者氏名

※所有者等が自署しない場合は、記名押印をしてください。

※土地（区分所有建物の土地を除く）及び建物が共有名義の場合または土地及び建物の所有者が異なる場合、空家バンクに登録することについての利害関係者の同意に関する報告書兼誓約書をご記入の上、添付してください。
なお、所有者等が相続人である場合は、被相続人との関係が分かる書類が必要です。

※市では、物件情報の紹介や必要な連絡調整を行います。賃貸・売買に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行いません。

登録番号	
------	--

和泉市空家バンク登録カード（物件情報）

※太枠内のみ記入して下さい。

空家等所在地		建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他()
分類	<input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> 空店舗 <input type="checkbox"/> 空地		
所有者希望価格	売却 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 円	補修の要否	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 補修必要 内容 (例 雨漏り有)
	賃貸 敷金 円、礼金 円 円/月		
建築年月	年 月		
土地の面積	m ²	賃貸の場合の 補修の費用負担	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他()
【登記情報】 建物の面積 (戸建)	1階 m ²		
	2階 m ²		
	3階 m ²		
	合計 m ²		
建物の面積 (共同住宅・長屋)	m ² 階/ 階建	電 気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他()
都市計画区域	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	ガ ス	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他()
用途地域		風 呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他()
建ぺい率	%	水 道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> その他()
容積率	%	下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他()
前面道路種別		トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り
			<input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式
その他の規制 区域		駐 車 場	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
確認済証	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 不明	庭	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
検査済証	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 不明	その他	
耐震性	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 不明	利用状況	<input type="checkbox"/> 空家()年 <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他()
登記情報	<input type="checkbox"/> 現所有者 <input type="checkbox"/> その他()	物件のアピールポイント	
境界確定	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 不明		
媒介契約する不動 産事業者の有無	<input type="checkbox"/> 有り 会社名() <input type="checkbox"/> 専属専任 <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 一般		
	<input type="checkbox"/> 無し		
特記事項			
登録日	令和 年 月 日		

※太枠内のみ記入して下さい。

様式第4号（第5条関係）

和 泉 第 号
年 月 日

様

和 泉 市 長

和泉市空家バンク登録台帳登録通知書

年 月 日付で提出された和泉市空家バンク登録申込書兼誓約書に記載された物件は、下記のとおり和泉市空家バンク登録台帳に登録されましたのでお知らせします。

記

1. 登録番号
2. 登録者名
3. 物件所在地
4. 希望する契約

お問い合わせ先

所属：

担当：

電話：

FAX：

様式第 5 号 (第 5 条関係)

和泉 第 号
年 月 日

様

和 泉 市 長

和泉市空家バンク登録台帳非登録通知書

年 月 日付で提出された和泉市空家バンク登録申込書に記載された物件は、和泉市空家バンク制度実施要綱第 5 条第 1 項第 号の規定により和泉市空家バンク登録台帳に登録されませんでしたのでお知らせします。

お問い合わせ先

所属：

担当：

電 話：

F A X：

和泉市長 あて

住 所

氏 名

電話番号 （ ） ー

メールアドレス

和泉市空家バンク登録内容変更届出書兼誓約書

下記の物件について、和泉市空家バンク登録台帳への登録事項に変更がありますので、和泉市空家バンク制度実施要綱第6条の規定により届出ます。

なお、提出する書類の記載内容について偽りがないこと及び記載内容について変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ることを誓約します。

1. 登録番号 第 号

2. 物件所在地 和泉市

3. 登録者名

4. 変更内容

※登録者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

様式第7号（第7条関係）

和 泉 第 号
年 月 日

様

和 泉 市 長

和泉市空家バンク登録取消通知書

年 月 日付で和泉市空家バンク登録台帳に登録された下記物件は、和泉市空家バンク制度実施要綱第7条第 号の規定により登録を取り消しましたのでお知らせします。

お問い合わせ先

所属：

担当：

電 話：

F A X：

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

住 所

氏 名

電話番号 （ ） ー

メールアドレス

和泉市空家バンク登録取消申出書

下記の物件について、和泉市空家バンク登録台帳への登録を取り消したいので、和泉市空家バンク制度実施要綱第7条第3号の規定により届け出ます。

1. 登録番号 第 号
2. 物件所在地 和泉市
3. 登録者名
4. 取消理由

※登録者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

年 月 日

和泉市長 あて

住 所

氏 名

電 話 番 号 （ ） -

メールアドレス

和泉市空家バンク利用希望者登録申込書兼誓約書

和泉市空家バンク制度実施要綱に定める趣旨を理解し、空家等を登録するため、第8条の規定により申込みます。

なお、提出する書類の記載内容について偽りがなく及び記載内容について変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ることを誓約します。

空家等の利用方法	1. 購入を希望します。 2. 賃借を希望します。
登録内容	別紙様式第10号「和泉市空家バンク登録カード③」に記載のとおりです。
誓約	<input type="checkbox"/> 和泉市空家バンク制度実施要綱第3条第2項の規定に反していないことを誓約します。 年 月 日 申請者氏名

※利用希望者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

登録番号		和泉市空家バンク登録カード③（希望者意向）	
分類	<input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> 空店舗 <input type="checkbox"/> 空地	利用人数	人
希望する契約内容	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃借	利活用希望時期	年 月ごろから
希望価格	購入 円まで	利用期間	ヶ月 ～ ヶ月
	賃借 円/月まで	希望の間取り	
①希望する物件		②希望する立地	
<input type="checkbox"/> 戸建住宅(購入) <input type="checkbox"/> 戸建住宅(賃借) <input type="checkbox"/> 共同住宅・長屋(購入) <input type="checkbox"/> 共同住宅・長屋(賃借) (必須とする条件があれば選択) <input type="checkbox"/> 不動産会社の仲介がある <input type="checkbox"/> 建築確認の確認済証がある <input type="checkbox"/> 検査済証がある <input type="checkbox"/> 土地の境界確定済である <input type="checkbox"/> 建物・要壁等に耐震性がある <input type="checkbox"/> (賃貸の場合)リフォーム・リノベーション・DIYができる <input type="checkbox"/> (賃貸の場合)原状復旧が不要 <input type="checkbox"/> (賃貸の場合)敷金・礼金がない 【その他希望する物件】		<input type="checkbox"/> 駅まで km以内 <input type="checkbox"/> スーパーまで km以内 <input type="checkbox"/> 公園まで km以内 <input type="checkbox"/> 病院まで km以内 <input type="checkbox"/> 小学校まで km以内 <input type="checkbox"/> 農園まで km以内 <input type="checkbox"/> 中学校まで km以内 <input type="checkbox"/> 保育・幼稚園まで km以内 <input type="checkbox"/> スーパーまで km以内 <input type="checkbox"/> 交通量が少ない <input type="checkbox"/> 地域に祭りがある 【その他希望する立地】	
		③物件を取得してしたいこと(目的)	
		<input type="checkbox"/> 通勤・通学に便利な暮らし <input type="checkbox"/> 住まいの広さにゆとりある暮らし <input type="checkbox"/> 子育てがしやすい暮らし <input type="checkbox"/> 地域に社会貢献→④⑤も回答要 <input type="checkbox"/> 起業・商売→④⑤も回答 【その他物件を取得してしたいこと(目的)】	
④「地域に社会貢献」「起業・商売」したいテーマ		⑤「地域に社会貢献」「起業・商売」するための活用方法	
<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 子育て支援拠点 <input type="checkbox"/> 地域交流拠点 <input type="checkbox"/> 高齢者支援拠点 <input type="checkbox"/> 障がい者支援拠点 <input type="checkbox"/> 外国人交流 <input type="checkbox"/> 芸術活動拠点 <input type="checkbox"/> 地域情報発信拠点 <input type="checkbox"/> 生涯学習支援拠点 <input type="checkbox"/> 観光の宿泊拠点 <input type="checkbox"/> 地域商業振興拠点 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 交流サロン・集会室 <input type="checkbox"/> 幼児・学童保育 <input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> 観光案内所 <input type="checkbox"/> カフェ・食堂 <input type="checkbox"/> ギャラリー・展示 <input type="checkbox"/> シェアハウス <input type="checkbox"/> 短期宿泊 <input type="checkbox"/> 新興住宅 <input type="checkbox"/> 事務所・会議室 <input type="checkbox"/> 作業場 <input type="checkbox"/> その他()	
【自由記入欄】			
登録日			

和 泉 第 号
年 月 日

様

和 泉 市 長

和泉市空家バンク利用希望者登録台帳登録通知書

年 月 日付で提出された和泉市空家バンク利用希望者登録申込書に記載された内容は、下記のとおり和泉市空家バンク利用希望者登録台帳に登録されましたのでお知らせします。

記

1. 登録番号
2. 登録者名
3. 希望する利用方法

お問い合わせ先

所属：

担当：

電 話：

F A X：

様式第 13 号（第 9 条関係）

和 泉 第 号
年 月 日

様

和 泉 市 長

和泉市空家バンク利用希望者登録台帳非登録通知書

年 月 日付で提出された和泉市空家バンク利用希望者登録申込書に記載された内容は、和泉市空家バンク制度実施要綱第 9 条第 3 項第 号の規定により和泉市空家バンク利用希望者登録台帳に登録されませんでしたのでお知らせします。

お問い合わせ先

所属：

担当：

電 話：

F A X：

様式第 14 号（第 10 条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

住 所

氏 名

電話番号 （ ） ー

メールアドレス

和泉市空家バンク利用希望者登録内容変更届出書兼誓約書

下記の内容について、和泉市空家バンク利用希望者登録台帳への登録事項に変更がありますので、和泉市空家バンク制度実施要綱第 10 条の規定により届出ます。

なお、提出する書類の記載内容について偽りがないこと及び記載内容について変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ることを誓約します。

1. 登録番号 第 号

2. 登録者名

3. 変更内容

※利用登録者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

様式第 15 号（第 11 条関係）

和 泉 第 号
年 月 日

様

和 泉 市 長

和泉市空家バンク利用希望者登録取消通知書

年 月 日付で和泉市空家バンク利用希望者登録台帳に登録された下記内容は、和泉市空家バンク制度実施要綱第 11 条第 号の規定により登録を取り消しましたのでお知らせします。

お問い合わせ先

所属：

担当：

電 話：

F A X：

様式第 16 号（第 11 条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

住 所

氏 名

電話番号 （ ） ー

メールアドレス

和泉市空家バンク利用希望者登録取消申出書

下記の物件について、和泉市空家バンク利用希望者登録台帳への登録を取り消したいので、和泉市空家バンク制度実施要綱第 11 条第 3 号の規定により届け出ます。

1. 登録番号 第 号

2. 登録者名

3. 取消理由

※利用登録者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

様式第 17 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

和泉市長 あて

（登録事業者）

所在地又は住所

名称又は屋号

印

代表者又は氏名

担当者

連絡先

和泉市空家バンク媒介等結果報告書

和泉市空家バンク登録台帳に登録された空家等について媒介等を行ったので、和泉市空家バンク制度実施要綱第 1 3 条第 3 項の規定により次のとおり報告します。

対象物件	登録番号	第 号
	所在地	和泉市
契約者等	住所	
	氏名	
	契約日	
成立内容	売買	円
	賃貸借	円／月
		契約期間平成 年 月 日～平成 年 月 日
	備考	

利害関係者の同意に関する報告書兼誓約書

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 氏 名
(所有者) 住 所
電話番号

和泉市空家バンク制度に登録することについて、当該建築物の他の所有者（法定相続人を含む）及び所有権以外の権利を有する者並びに当該土地の所有者から同意を得ていることを報告します。

また、所有者及び権利者等の間で除却に係る紛争等が生じた際は、自己の責任において全て解決し、市に一切の損害を与えないことを誓約します。

当該所在地（地名地番） 和泉市

※所有者等が自署しない場合は、記名押印をしてください。